

訴 訟 委 任 状

年 月 日

住 所

委任者

㊟

私は、次の各弁護士らを代理人と定め、下記事件に関する各事項を委任します。

弁護士	梶島 敏雅	福岡県柳川市本町10-5
同	魚住 昭三	長崎市万才町6-11 三井ビル4階
同	東島 浩幸	佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
同	原 章夫	長崎市万才町8-22 長崎朝日ビル6階
同	三藤 省三	熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル8階
同	森 雅美	鹿児島市山下町12-5 藤崎ビル3階
同	松田 公利	宮崎市別府町6-1 ひまわりビル2階

及び後記目録記載の各弁護士

捨印

第1 事 件

- | | | |
|---|-----|-------------|
| 1 | 相手方 | 国・九州電力株式会社 |
| 2 | 裁判所 | 佐賀地方裁判所 |
| 3 | 事 件 | 玄海原発差止等請求事件 |

第2 委任事項

- 1 上記事件の訴訟行為、訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾、調停、控訴・上告・上告受理の申立て・抗告及びそれらの取下げ、反訴の提起、弁済金物の受領、保管金納入及び受領、復代理人選任
- 2 担保保証の供託、同取消し決定の申立て、同取消しに対する同意、同取消し決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て
- 3 供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 4 債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使
- 5 民事訴訟法第360条（同法第367条2項、第378条2項による準用の場合を含む）による異議の取下げ及びその同意、民事訴訟法第48条（同法第50条3項、第51条による準用の場合を含む）による脱退

佐賀県弁護士会所属

桑原 健
小山 一郎
団野 克己
名和田 陽子
半田 望
前田 和馬
山口 修
吉野 建三郎
力久 尚子

福岡県弁護士会所属

青木 歳男
秋月 慎一
安部 千春
天久 泰
荒牧 啓一
有馬 純也
池上 遊
池田 慎
池永 修
池永 真由美
市橋 康之
稲村 晴夫
稲村 蓉子
井上 敦史
今里 晋也
上地 和久
江上 武幸
江上 裕之
大年 一彦
岡部 史卓
我那覇 東子
黒木 聖士
古賀 貴士
後藤 富和
後藤 景子
小林 洋二
小宮 和彦
小山 明輝
斎藤 利幸

迫田 学
紫藤 拓也
下東 信三
白水 由布子
関 五行
高木 士郎
高木 健康
高橋 謙一
高峰 真
田箆 亮博
田上 普一
徳永 由華
富永 孝太朗
中尾 晴一
永尾 廣久
中原 昌孝
中村 愛
縄田 浩孝
仁比 聡平
野林 豊治
林田 賢一
東 敦子
平山 博久
藤岡 孝司
堀 良一
堀内 和也
前田 憲徳
前田 牧
前田 豊
前野 宗俊
前野 晃久
馬奈木 昭雄
村山 崇
毛利 倫
諸隈 美波
八木 大和
吉田 純二
吉田 俊介
吉田 星一
吉武 みゆき
吉野 高幸
吉野 隆二郎

渡邊 陽
渡邊 敦史

長崎県弁護士会所属

熊谷 悟郎
龍田 紘一朗
中鋪 美香
中村 尚志
中村 尚達
迫 光夫
三宅 敬英
森永 正之

熊本県弁護士会所属

板井 俊介
加藤 修
久保田 紗和
小林 法子
菅 一雄
園田 昭人
田尻 和子
田中 芳典
寺内 大介
中島 潤史
中松 洋樹
松岡 智之
三角 恒
宮崎 定邦

大分県弁護士会所属

岡村 正淳
神本 博志
今朝丸 貴
河野 善一郎
田中 利武
中山 知康
西田 收
古田 邦夫
松尾 康利

鹿児島県弁護士会所属

岩本 研
大毛 裕貴

宮崎県弁護士会所属

成見 暁子
松田 幸子

沖縄弁護士会所属

加藤 裕

愛媛弁護士会所属

薦田 伸夫
中川 創太

高知弁護士会所属

近藤 恭典

長野県弁護士会所属

毛利 正道

東京弁護士会所属

松岡 肇
中西 俊枝
國嶋 洋伸

青森県弁護士会所属

小沢 博之

札幌弁護士会所属

小野寺 信勝

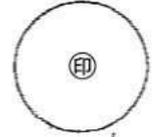
訴訟委任状の書き方

訴訟委任状

日付を記入して下さい。
（申込日ではなく「日」）
年 月 日

住民票のとおりに住
書いてください。
旧漢字などはそのほか
略さず書いてください。

住所 ○○県 ○○市……
委任者 ○○○○



認印は「認」の字を
きれいに押してください。

私は、次の各弁護士らを代理人と定め、下記事件に関する各事項を委任します。

弁護士	梶島 敏雄	福岡県柳川市本町10-5
同	魚住 昭三	長崎市万才町6-11 三井ビル4階
同	東島 浩幸	佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
同	原 章夫	長崎市万才町8-22 長崎朝日ビル6階
同	三藤 省三	熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル8階
同	森 雅美	鹿児島市山下町12-5 藤崎ビル3階
同	松田 公利	宮崎市別府町6-1 ひまわりビル2階

及び後記目録記載の各弁護士

押印してください。
誤字などの訂正に
使う捨印です。

捨印



第1 事件

1	相手方	国・九州電力株式会社
2	裁判所	佐賀地方裁判所
3	事件	玄海原発差止等請求事件

第2 委任事項

- 上記事件の訴訟行為、訴えの取下げ、和解、請求の放棄、請求の認諾、調停、控訴・上告・上告受理の申立て・抗告及びそれらの取下げ、反訴の提起、弁済金物の受領、保管金納入及び受領、復代理人選任
- 担保保証の供託、同取消し決定の申立て、同取消しに対する同意、同取消し決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立て
- 供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利行使
- 民事訴訟法第360条（同法第367条2項、第378条2項による準用の場合を含む）による異議の取下げ及びその同意、民事訴訟法第48条（同法第50条3項、第51条による準用の場合を含む）による脱退